

新潟県弁護士会と災害時における 法律相談業務に関する協定を締結します

― 協定締結式終了後、連携事業第1弾として、市幹部職員向けの講話を開催します ―

燕市では、被災者支援のために行う法律相談等の円滑かつ適切な実施や、平時における情報交換などを通して、被災者が抱える様々なトラブルの早期解決を図るため、新潟県弁護士会と協定を締結いたします。

また、新潟県弁護士会との連携事業第1弾として、市幹部職員等を対象とした災害時における弁護士の活動等に関する講話を開催します。

【協定締結式 概要】

1. 日 時 : 令和3年7月12日(月) 午後4時00分から
2. 会 場 : 燕市役所3階 会議室301
3. 出席者 :
＜新潟県弁護士会＞ 若槻良宏 会長、 廣田貴子 副会長、
二宮淳悟 総務委員会副委員長
＜燕市＞ 鈴木市長 他3名
4. 協定内容 :
 - ・ 災害時における弁護士による被災者のための無料法律相談会の開催
 - ・ 新潟県弁護士会が作成する被災者支援等に関する災害時Q&A集などの情報共有や燕市が実施する防災関連事業への連携・協力 など

【新潟県弁護士会による市幹部職員向けの講話】 ※取材可能

1. 日 時 : 同日 午後4時15分頃(上記協定締結式終了後)
2. 会 場 : 燕市役所3階 会議室301
3. 講 師 : 二宮 淳悟 氏(新潟県弁護士会 総務委員会副委員長)
4. 演 題 : 災害時応援協定締結にあたって
～災害時における弁護士・弁護士会の活動～
 - ・ 糸魚川大規模火災(糸魚川大火)の経験など
 - ・ 災害時における弁護士・弁護士会の役割
5. 出席者 : 市三役、部局長 他

「ふるさと燕」を守ろう！



本件についてのお問い合わせ先
総務部 防災課：米山
電話：0256-77-8381(直通)